

コールパールの道徳観の発達段階

表 3-6 コールパールの道徳観の発達段階。コールパールは次のような話を聞かせたときに、人がどのような反応をするかで、道徳観の成熟度を調べている。

『ある 1 人の女性が特殊な癌 (がん) のために瀕死の状態であった。医者によれば、彼女を救うことができる薬が 1 つだけあって、それはその町の薬屋が最近発見した薬である。その薬を作るには確かに費用がかかるが、薬屋はコストの 10 倍もの価格をつけていた。少量の薬を作るために、原材料のラジウムを 200 ドルで仕入れて、製品は 2000 ドルで販売していた。その女性患者の夫のハインツは、知り合い中を回って金策をしたが、薬の値段の半分の 1000 ドルしか借金することができなかった。ハインツは、自分の妻が死に瀕していることを話し、「少し安くその薬を売ってくれないか」、「支払いを少し延ばしてくれないか」と頼んだ。しかし、薬屋は「だめだ。私はこの薬を発明したので、一儲けしよう、思っているのだ」といった。そこでハインツは絶望的になって、薬屋に忍び込んで、その薬を盗もうと考えた。ハインツが薬を盗むことについて、あなたはどう思うか。』

前慣習的水準

1. 罰一服従の方向づけ

他人による規則に従うが、それは罰を避けるためである。

自己目的な服従、身体的なダメージを避ける。

■賛成: 彼は薬を盗むだろう。それはそんなに悪いことではない。お金を払うようにいわれなかったようだ。盗んだ薬は 200 ドルに過ぎない。2000 ドルもする薬を盗んだわけではない。

■反対: ハインツは盗むべきではない。必要ならそれをお金を出して買うべきだ。もしそれを盗むと、監獄に入れられることになり、いずれにしても、薬も取り返されることになる。

2. 道具的一交換の方向づけ

自分の利益にかなうときだけ規則に従う。自分自身の興味、要求に合うように行動し、他人にも同じように行動することを求める。正義は公平、あるいは平等な交換、取引およびその同意と同義である。

■賛成: ハインツはその薬を自分の妻の生命を救うために盗んだ。彼は監獄につながれるだろう。しかし妻の命は助かる。

■反対: 彼はそれを盗まないだろう。薬屋は良くも悪くもない。一財産作ろうと思っただけだ。商売というのはそんなもので、要はお金のためである。

慣習的水準

3. 良い子方向づけ

親しい人が自分に期待しているように行動する。あるいは親しい人が自分の息子、娘、兄弟、あるいは友人などの役割期待に沿うように行動する。

「良い～」というのが最も重要視され、動機づけの高さ、他人への、思いやり、さらには信頼、忠誠、尊敬、感謝に基礎をおく相互関係を意味する。

■賛成: もし自分がハインツであったとしたら、その薬を妻のために盗んだら。愛に値段はつけられない。どんな贈物も愛を勝ち取ることはできない。生命も愛と同様、値段を付けることはできない。

■反対: 彼は盗むべきではない。仮に妻が死んだとしても彼は責められない。彼は、人でなしでもないし、法的に許されている限りのことであれば、妻のために何でもするというほどには妻を愛していないというようなこともない。薬屋こそが利己的で、人でなしなのである。

4. システム維持的方向づけ

自分に強制された義務を実行する。法律は基本的には常に順守されるべきである。

ただし、法律が、社会的に強固に固定されたその他の義務と背致するという極端な場合はその限りではない。正義は社会、集団、組織に貢献するものである。

■賛成: 結婚するということは、愛を誓い合うことであり、妻を慈しむことである。しかし結婚は単に愛だけのものではない。結婚は法的な契約のような義務でもある。

■反対: ハインツにとってみれば、妻を助けたいと思うのは自然なことではあるが、盗むという行為は常に悪である。彼は自分が盗みを働いたということ、そして貴重な薬を作った男からそれを取り上げたということを十分に知っている。

後慣習的水準

5. 社会的な契約の方向づけ

人々の持つ価値や意見がきわめて多様であり、価値や規則というのは、ほとんどの場合集団によって異なることを知っている。にもかかわらず、これらの相対的な諸規則は順守される必要がある。それはそれを順守することが公平につながるし、それらの諸規則が社会的な契約事項でもあるからである。しかし、生命や自由などのような特殊ないくつかの価値は、いかなる社会においても順守される必要がある。それらについては、多数意見がどうであるかなどとは無関係である。

■賛成: 法律はこうした場合は想定していない。このような事態で薬を盗むことは現実的には正しいとはいえないが、しかし正当化され得るものである。

■反対: 他人が盗みを働いたことを完全に責めることは誰にもできない。しかし、事態が極端であるとしても、自分で法律を懲罰的にすることは誰にも合理化できない。人が絶望的な事態にあるからといって、その人に盗みをさせることは許されない。目的が、仮に正当なものであるとしても、その目的が手段を正当化することはない。

6. 普遍的倫理原理の方向づけ

自ら選択した倫理的原理に従う。個々の法律や社会的合意は、それらがこうした原理に立脚しているから有効であるのが普通である。法律がそれらの原理を侵害することがあれば、法律よりもより普遍的である倫理的原理の方に従うべきである。すべての人に平等に権利を与え、個としての人間の尊厳を保つなどが普遍的なものであるといえる。

■賛成: この事態は、彼に盗みか、自分の妻を死にらしめるかの選択を迫るものである。選択が余儀なくされている事態においては、道徳的には盗むという行為は正しい。彼は生命を尊重し、生命を維持するという原理に従って行動しなければならないのである。

■反対: ハイイツは自分の妻と同じように、その薬を必要としている別の人のことを考慮するかどうかの決断に当面している。ハイイツは自分の妻に対する彼の特殊な感情に従って行動すべきではなかった。むしろ、そのことに関連するすべての人の生命のことを考慮する必要があるのである。

(以上)